

ホール以外の諸室において販売が認められるものの考え方

【講座等に参加する者の教養の向上のために行う販売】

- 講座や学習会に伴い、講師の著作物（本やCD程度）等を販売
- ×講座実施後に自社の有料講座への案内や自社製品等の販売
- ×会員資格の付与や勧誘を伴う販売

【地域の魅力発信、地域活性化のために行う販売】

- マルシェ等を開催し、地域の特産品・名産品等を販売
- コミュニティカフェの開催などコミュニティ推進を目的とした飲食物等の販売
- ×全国的に販売しているものなど地域振興と関係ないものの販売

【市民の文化芸術活動振興のために行う販売】

- イベント等において、サークル活動で制作した作品を販売
- ×市民ギャラリー使用要項に基づきギャラリーを使用する団体が展示する作品を販売
(館のイベント等においてギャラリーで物品の販売を行うことは可)
- ×芸術作品を販売することを生業としている事業者の作品販売

【社会福祉推進のために行う販売】

- 障害のある方が福祉施設で作成した製品の販売
- 川崎基準（KIS）認証福祉製品等、市が推奨している福祉製品の展示に伴う販売
- ×福祉製品を販売することを生業としている事業者の製品販売

※販売を行う場合は、次の事項を遵守いただく必要があります。

- ・販売する物品等は、市価と比較し高額でないこと、多額の利益につながるものでないこと
- ・販売を許可されていない商品・サービスの宣伝を行わないこと
- ・当該講座や催しの参加者以外には販売しないこと
- ・購入の強要、執拗な勧誘など不適当な方法による販売等を行わないこと
- ・許可を受けた場所以外で販売・宣伝をしないこと
- ・著作権法等の法令に抵触しないこと
- ・その他、社会教育施設における活動として不適当と認められる販売行為を行わないこと